

## 国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針（骨子）（案）

令和 3 年 3 月

## I. 「基本的な指針」の性格

## 1. 設定の趣旨と経緯

## (1) 国立大学法人制度

- 国立大学は、世界最高水準の教育研究の実施、計画的な人材養成等への対応、大規模な基礎研究や先導的・実験的な教育研究の実施、社会・経済的な観点からの需要は必ずしも多くはないが重要な学問の継承・発展、全国的な高等教育の機会均等の確保、地域の活性化への貢献など、多様な役割を担っている。
- 国立大学は、平成 16 年から現在の国立大学法人制度に移行したが、その趣旨は、上記のような多様な役割を担う国立大学が、大学としてのビジョンの明確化、責任ある経営体制の確立、大学の裁量の大幅な拡大、第三者による評価の実施、情報公開の徹底などにより、競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学として自ら変革し続けることができるようにするものであった。
- 法人化後、自律的な運営を確保するという法人化の長所を生かすとともに、ミッションの再定義等も踏まえた各国立大学の改革が本格化し、大学の強み・特色の明確化、グローバル化、イノベーション創出等の機能強化の取組などが進められた。
- 一方、国による管理の仕組みやそれに起因して経営裁量が限られていることにより、法人化当初に描いていた、「競争的環境の中で活力に富み、個性豊かな魅力ある国立大学」の姿は実現しているとは言い難く、「国立大学法人の戦略的経営実現に向けた検討会議」において、戦略的な大学経営を可能とする国立大学法人の実現に向けた改革について議論し、報告書が取りまとめられた。

## (2) 国立大学法人会計基準

- 国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）に適用される会計基準は、国立大学法人会計基準等検討会議において、企業会計原則を基礎としつつ、独立行政法人会計基準における取扱いを踏まえて検討を行い、平成 15 年に 3 月に「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書として取りまとめた。
- 以後、国立大学法人法の改正や、企業会計基準及び独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、必要に応じて見直しを行ってきた。
- 独立行政法人会計基準については、独立行政法人の会計制度を取り巻く環境の変化に伴う様々な課題に対応するため、独立行政法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化した「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」（独立行政法人評価制度委員会会計基準等部会、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公会計部会）が平成 29

年 9 月 1 日に公表され、当該指針を踏まえて平成 30 年 9 月 3 日に独立行政法人会計基準が改訂された。

- 国立大学法人法第 35 条の規定により必要に応じて読み替えた上で独立行政法人通則法の規定を準用しているが、国立大学法人制度は独立行政法人とは異なる独自の法人制度であることから、「独立行政法人の財務報告に関する基本的な指針」を国立大学法人にそのまま適用するのではなく、その取扱いを踏まえて検討を行い、「国立大学法人の財務報告に関する基本的な指針」を作成することとした。

## 2. 本指針の性格と取扱い

- 本指針は、国立大学法人の財務報告の基礎にある前提や概念を体系化したものである。また、今後の国立大学法人会計基準及び関係通知の改訂等にあたっての基本的な指針を提示するものであり、国立大学法人会計基準及び関係通知に定められていない財務報告上の論点を取り扱う際に参照されるものである。
- 本指針は、今後、国立大学法人制度の改革が行われた場合など、必要に応じて見直されるものである。
- 本指針は会計基準ではなく、会計基準に優先するものではない。

## 3. 本指針が対象とする財務報告

- 本指針は、広範囲の財務報告利用者に共通する財務情報に対するニーズを満たす一般目的財務報告を対象としている。
- 連結財務諸表の取扱いについては、国立大学法人会計基準において定めることとする。

## II. 国立大学法人の特性

### 1. 国立大学法人制度の設計理念

- 国立大学法人は、多様な役割を担う国立大学が、高い自主性・自律性を持ち、競争的環境の中で、活力に富み、個性豊かな大学として自ら変革し続けることができるようになるため、それぞれに独立の法人格を付与することとして創設された制度によって設立された法人である。
- 国立大学法人は、業務の質の向上・効率性、自律的な業務運営の確保、業務の透明性の確保を図る仕組みとして制度設計されている独立行政法人制度の枠組みを利用しながらも、自主性・自律性に配慮しているという観点から、大学に相応しい独自の制度である。

### 2. 国立大学法人制度の設計理念から要請される主要な仕組み

- 自主性・自律性に基づく発展に配慮しつつ、国立大学法人が国の負託する役割や機能を発揮するに当たって国による一定の関与を受けるため、以下のような仕組み等が設け

られている。

- ✓ 国立大学法人は、国が「国立大学法人中期目標大綱（仮称）」で示した役割や機能のうち、それぞれの組織のミッションとして位置付けるものについて自ら選択し、それを達成するための方策について、検証可能な指標と共に中期計画に規定し、これに基づく達成状況について、国（国立大学法人評価委員会）による評価を受けること
- ✓ 国立大学法人は、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況等の積極的な公表により情報発信を行うとともに自らの取組みについて自己評価を行うなどにより、達成状況に対する社会への説明責任を果たすこと
- 国立大学法人等が法人の長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な業務運営を行い最大限の成果を上げていくため、以下のような仕組みが設けられている。
  - ✓ 国立大学法人等は公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とした業務運営を行わないため、国の予算制度の下、税金等の国費による必要な財源措置が行われること
  - ✓ 国立大学法人等の自律的な業務運営を確保するため、経営努力を促進するインセンティブを機能させること
  - ✓ 国立大学法人への財源措置とインセンティブの要請とのバランスを調整すること

### 3. 株式会社等の営利企業と比較した国立大学法人の特徴

- 国立大学法人等の会計は、国立大学法人法で準用する独立行政法人通則法により「原則として企業会計原則」によるものとされるものの、以下の特徴を有するため株式会社等の営利企業とは異なる取扱いをする必要がある。
- 国立大学法人は、高い公共性が求められることから、国からの財政支援を受けており、その財政措置を講ずるに当たって必要な国による一定の関与を受けるが、営利企業では、所有と経営の分離を前提に、企業独自の判断で経営に関わる意思決定が完結する。
- 国は、国立大学法人に負託する役割や機能が発揮されるよう必要な財源措置を実施する。
  - ✓ 国立大学法人は必ずしも独立採算制を前提とせず、国から負託された業務を確実に遂行するため、国からの出資や運営費交付金、施設費等の財源措置が行われる。
  - ✓ 国立大学法人は、自由な資金調達により利益獲得等を目的としたサービス提供と行う営利企業とは異なる財源構造を有する。
  - ✓ 国立大学法人では、国が所要の予算上の手当を行うことを原則としており、資金調達には一定の制限が設けられている。
- 出資者に対する剰余金の分配を予定していない。
  - ✓ 営利企業では、出資割合に応じて剰余金を資本主に分配するが、国立大学法人に剰余金が生じた場合には、業務の実施に必要なもの以外は国庫へ納付するため、利益処分の仕組みが異なる。

- 財務情報だけでは成果情報が提供されない。
  - ✓ 営利企業の成果情報のほとんどは、売上高、利益額等といった財務情報によって提供されるが、このような財務情報は必ずしも国立大学法人にとっての成果情報とはならない。
  - ✓ 国立大学法人の成果情報には、質の高い教育研究等のサービスが提供されたかという点に着目した情報が含まれる。このため、国立大学法人等の成果情報には、財務情報のみならず、非財務情報も含まれる。

#### 4. 法人化時からの環境の変化

- 多様なステークホルダーの重要性の増加
  - 国立大学法人に期待される役割が大きくなる中、国立大学法人は、国から負託された業務を確実に遂行することに加え、機能を拡張し、経営体として社会変革の駆動力として成長し続けるため、多様なステークホルダーとの信頼関係を深めることが重要である。
  - 多様なステークホルダーとの対話を確実にを行うために、説明責任を果たす道具としての国立大学法人会計基準及びそれに基づく財務諸表が、国以外のステークホルダーにも分かりやすい形となるよう改善を図ることが必要となってきた。

### Ⅲ. 財務報告利用者及び財務報告の目的

#### 1. 財務報告利用者

- 本指針では、国立大学法人の特性を踏まえ、財務報告利用者とその代表的な利用者を以下のように整理した。
  - ✓ サービス受益者（サービスを直接的に受益する者、サービスによってもたらされた効果を間接的に受益する者）
    - ◇ 学生（社会人・留学生含む）・保護者、企業、同窓生・卒業生、地域住民
    - ◇ 国立大学に期待される役割や機能から、地域・地方自治体・国・世界もサービス受益者と考えられる。
  - ✓ 資金提供者
    - ◇ 納税者、寄附者、債権者、国立大学法人の予算・決算のプロセスに携わる者（国会、文部科学大臣、関係府省等）
  - ✓ 外部評価・監督者
    - ◇ 文部科学大臣、国立大学法人評価委員会、会計検査院、国会、認証評価機関
  - ✓ 法人内部利用者
    - ◇ 国立大学法人等の長、理事、監事、教職員

#### 2. 財務報告利用者の情報ニーズ

- 本指針では、国立大学法人の代表的な利用者ごとに、主要な情報ニーズを以下のように整理した。
- サービス受益者
  - ✓ 学生（社会人・留学生含む）・保護者
    - ◇ 教育研究等のサービスが、持続的に（在籍期間に渡って）提供されるかの判断に活用
    - ◇ 国立大学法人等が、その資源を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究等のサービスを提供しているかの評価に活用
  - ✓ 企業
    - ◇ 共同研究等の成果が、持続的に（契約期間に渡って）提供されるかの判断に活用
    - ◇ 国立大学法人等が、その資源を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究等のサービスを提供しているかの評価に活用
  - ✓ 同窓生・卒業生
    - ◇ 同窓生・卒業生に対するサービスが、持続的に提供されるかの判断に活用
  - ✓ 地域住民
    - ◇ 国立大学法人等が、その資源を効果的かつ効率的に活用し、質の高い教育研究や地域との交流等を通じて地域に貢献しているかの評価に活用
- 資金提供者
  - ✓ 納税者
    - ◇ 将来的な国民負担が増えないかの判断に活用
    - ◇ 国立大学法人等が、その資源を効果的かつ効率的に活用し、活動成果を出しているか、もしくは意図した通りに支出されているかの評価に活用
    - ◇ 国立大学法人等が提供する教育研究や財務状況の把握に活用
  - ✓ 寄附者
    - ◇ 意図した通りに支出されているかの評価に活用
  - ✓ 債権者
    - ◇ 国立大学法人等が発行する債券や国立大学法人等への融資に対する元利償還能力についての評価に活用
  - ✓ 国立大学法人等の予算・決算のプロセスに携わる者（国会、文部科学大臣、関係府省等）
    - ◇ 国立大学法人等の予算・決算のプロセスにおいて、法人の財政運営を確認し、そのプロセスにおける各種判断に活用
- 外部評価・監督者
  - ✓ 文部科学大臣
    - ◇ 国立大学法人等の目標策定や評価等に活用

- ◇ インセンティブを与える仕組みに基づく国立大学法人等の経営努力や重要な財産の処分にあたっての判断に活用
- ✓ 国立大学法人評価委員会
  - ◇ 国立大学法人等の業務実績評価に活用
  - ◇ 文部科学大臣による国立大学法人等への目標策定等について、必要な意見を述べるにあたっての判断に活用
- ✓ 会計検査院
  - ◇ 国立大学法人の会計に対する正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等の観点からの検査に活用
- ✓ 国会
  - ◇ 国立大学法人法の改正等の審議にあたって、調査審議の参考として活用
- ✓ 認証評価機関
  - ◇ (利用方法について調査中)
- 法人内部利用者
  - ✓ 国立大学法人等の長、理事及び監事
    - ◇ 国立大学法人等の業務運営に関する意思決定に活用
  - ✓ 教職員
    - ◇ 財務報告を通じて勤務先の実態を把握し、業務の改善に活用

#### IV. 財務諸表の構成要素

##### 1. 財務諸表の役割及び体系

- 国立大学法人等の財政状態は、貸借対照表で表される。
- 国立大学法人等の運営状況は、損益計算書と~~行政コスト計算書(仮称)~~で表される。
  - ✓ 損益計算書は、損益の状況を表すとともに、インセンティブを与える仕組みに基づく国立大学法人等の経営努力を反映する利益情報を提供する。
  - ✓ ~~行政コスト計算書(仮称)~~は、国立大学法人の経営努力の範囲外である、費用又は収益に関する情報を~~損益計算書と併せて(損益計算書で)~~提供する。
- 国立大学法人等の財政状態と運営状況との関係は、純資産変動計算書で表される。
- 国立大学法人等のキャッシュ・フローの状況は、キャッシュ・フロー計算書で表される。

##### 2. 財務諸表の構成要素

- 資産
  - ✓ 国立大学法人等の資産とは、過去の事象の結果として国立大学法人が支配している現在の資源であり、国立大学法人の教育研究の実施能力又は経済的便益を生み出す能力を伴うものをいう。
- 負債

- ✓ 国立大学法人等の負債とは、過去の事象の結果として国立大学法人に生じている現在の義務であり、その履行により国立大学法人の教育研究の実施能力の低下又は経済的便益を減少させるものをいう。

➤ 純資産

- ✓ 国立大学法人等の純資産とは、資産から負債を控除した額に相当するものであり、国立大学法人等の会計上の財産的基礎及び業務に関連し発生した剰余金から構成されるものをいう。

~~➤ 行政コスト (仮称)~~

- ~~✓ 国立大学法人等の行政コスト (仮称) とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、国立大学法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。~~

➤ 費用

- ✓ (案1) 国立大学法人等の費用とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、国立大学法人の会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。
- ✓ (案2) 国立大学法人等の費用とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人の業務に関連し、資産の減少又は負債の増加をもたらすものであり、国立大学法人の拠出者への返還により生じる会計上の財産的基礎が減少する取引を除いたものをいう。

➤ 収益

- ✓ (案1) 国立大学法人等の収益とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、国立大学法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。
- ✓ (案2) 国立大学法人等の収益とは、教育研究の実施、財貨の引渡又は生産その他の国立大学法人の業務に関連し、資産の増加又は負債の減少をもたらすものであり、国立大学法人の拠出者からの拠出により生じる国立大学法人の会計上の財産的基礎が増加する取引を除いたものをいう。

➤ 利益

- ✓ 国立大学法人等の利益とは、費用と収益との差額に、費用に対応する積立金の取崩額 (、会計上の財産的基礎の増減等に関する調整額) を加えたものをいう。
- ✓ 国立大学法人等の利益は、法人の責任の範囲内である財務面の経営努力の算定基礎を示す指標としての性格を有する。